

新潟県保険医会 FAXニュース 第66号

新潟県保険医会
〒950-0865
新潟市中央区本馬越2-17-5
TEL (025)241-8625
FAX (025)241-4959
開所時間 月～金 9:00～17:30

新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る初再診料等の取扱いについて

6月17日付で示された厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その49）」について、一部を抜粋してお知らせします。

問1 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種※を実施するに当たり、保険医療機関において、予診（問診、検温及び診察をいう。以下同じ）を行った場合、当該予診を実施したことに対して、初診料、再診料、外来診療料等の診療報酬を算定することはできるか。

(答) 算定不可。

問2 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種※を保険医療機関で実施した場合であって、予防接種の実施後に当該保険医療機関において健康状態を観察している間に、何らかの症状が発生し、それに対する診療を行った場合、初診料、再診料又は外来診療料を算定することはできるか。また、その際、処置、検査又は投薬等の診療を実施した場合において、それぞれに対応する項目について算定することはできるか。

(答) 初診料、再診料又は外来診療料については、算定不可。

なお、処置、検査又は投薬等に対応する項目については、それぞれ算定要件を満たした場合には算定できる。

問3 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種※を保険医療機関で実施した場合であって、実施した日と同日に、予防接種を実施した保険医療機関において別の傷病に対して予防接種（予診及び健康状態の観察を含む）の前又は後に診療を行ったときには、当該診療行為について初診料、再診料又は外来診療料を算定することはできるか。また、その際、処置、検査又は投薬等の診療を実施した場合において、それぞれに対応する項目について算定することはできるか。

(答) 算定可。なお、初診料、再診料又は外来診療料以外の項目についても、それぞれ算定要件を満たした場合には算定できる。

※ いずれも、令和3年2月16日厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」における新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を指します。なお、新型コロナウイルス感染症以外の公費の予防接種の取扱いに変更はありません。